

住所利用および派生業務委託に関する契約書

日本学生オリエンテーリング連盟（以下、「甲」という。）と坂野山遊地図企画 坂野翔哉（以下、「乙」という。）は、下記業務に関して、契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

本契約は、甲が乙の住所を、自らの事務局所在地として利用するにあたり、乙に派生業務を委託する。

第2条（業務内容）

甲は、住所利用に伴い派生する業務について、下記の通り乙に委託する。

記

甲宛の郵便物・配達荷物を預かり、甲が指定する宛先へ転送する。

第3条（契約期間）

委託期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

第4条（契約料）

本契約に基づく乙の契約料は、50,000円（消費税別）とする。

支払は、本契約締結後もしくは延長後1カ月以内に、甲が乙の指定する銀行口座に委託料を振込む方法にて行う。振込手数料は甲の負担とする。

第5条（権利義務の譲渡）

甲および乙は、本契約により生ずる権利の全部または一部を、第三者に譲渡または引き受けさせてはならない。

第6条（長期不在時の対応）

乙は、所在地を1週間以上不在にするときは、速やかに甲にその旨を報告し、対応を協議しなければならない。

第7条（秘密保持）

乙は、甲から秘密とされた本件業務に関する一切の情報を第三者（ただし、本件業務を再委託をした第三者を除く）に開示してはならない。

第8条（報告義務）

乙は、甲の求めがあるときは、委託業務に関する情報を速やかに報告しなければならない。

第9条（契約解除）

甲または乙が本契約の条項に違反したときは、当事者は何らの催告をせず、直ちに本契約の全部または一部を解除し、また被った損害を請求することができる。

第10条（不可抗力免責）

不可抗力により本契約の履行が遅延または不能となった場合、甲乙はその責を負わない。

第11条（管轄裁判所）

本契約に関し裁判上の紛争が生じたときには、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

第12条（協議）

本契約で定めのない事項、並びに本契約の内容に変更が生じることとなった場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書二通を作成し、署名捺印の上、各自一通を保有する。

令和7年4月1日

甲

住所 栃木県塩谷郡塩谷町船生 6082-68 山川克則
記念館内

氏名 日本学生オリエンテーリング連盟

会長 河合 利幸 印

乙

住所 栃木県日光市小代 1485-60

氏名 坂野山遊地図企画

代表 坂野 翔哉 印